

京都市告示第 138 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 19 年 7 月 13 日

京都市長 榊 本 頼 兼

1. 道路の種類 府 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
大山崎大枝線	西京区大原野石見町629番地の2地先から 同町610番地地先まで	旧	メートル 8.50	メートル 6.55
		新	157.70	3.35 ~ 7.25

2. 道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
榎原経15号線	西京区榎原岡南ノ庄3番地の1地先内	旧	メートル 43.20	メートル 2.80 ~ 3.20
		新	43.20	4.50 ~ 6.21

(建設局土木管理部道路明示課)